

一般土木工事、法面処理工事、舗装工事

(令和3年度)

評価項目と評価点

分類	評価項目	土木・舗装 配点	法面処理 配点	評価の基準	
企業の 評価	企業の工事成績評定点	6点	6点	過去3年度間の同種工事の工事成績評定点	
	企業の施工実績	2点	2点	過去10年度間の同種工事の施工実績（75点以上を評価）	
	企業の優良工事表彰の実績	2点	2点	優良工事表彰の受賞 （中国地方整備局、島根県、松江市）	
技術者 の評価	若手、中堅技術者の育成	1点	1点	若手、中堅技術者の配置及び専任指導技術者の追加配置	
	配置予定技術者の施工経験	2点	2点	過去10年度間の同種工事の施工経験（75点以上を評価）	
	配置予定技術者の資格	1億円以上土木一式工事	1点	1点	CPDSが30ユニット以上を評価
		上記以外			配置予定技術者が保有する1級国家資格
配置予定技術者の優良工事表彰の実績	2点	2点	優良工事表彰の受賞 （中国地方整備局、島根県、松江市）		
地域 貢献	消防団協力事業所認定	1点	1点	消防団協力事業所の認定受け、消防団員が2名以上いる場合 1点。 （消防団員が1名以上いる企業で協力体制を整えている場合 0.5点）	
	(ア) 道路愛護団の実績 (イ) 林道愛護団の実績 (ウ) 公園清掃ボランティアの実績 (エ) 河川愛護団の実績 ・ (ア) から (ウ) は前年度又は前々年度※ 2回以上の実績 ・ (エ) は前年度又は前々年度※の実績	2点	2点	左記「評価項目」(ア) から (エ) のうち2項目以上が該当	
	育児休業制度、介護休業制度	0.5点	0.5点	改正育児介護休業法（H29.10.1施行）に規定される基準をみたす育児休業制度及び介護休業制度の両方を有している	
	障がい者雇用の実態	0.5点	0.5点	障がい者の雇用の状況	
	若手・女性技術者、若手従業員の新規雇用	1点	1点	発注年度を含む過去3年度間（従業員50人未満の企業は過去5年度間）に新規雇用した実績 （若手技術者又は女性技術者の新規雇用がある場合 1点、若手従業員新規雇用の場合 0.5点）	
	除雪業務の実績	1点	—	前年度除雪業務の実績 （法面処理工事は対象外）	
	災害等緊急対応工事・業務の実績	1点	1点	過去5年度間の施工実績 （3件以上 1点、1～2件 0.5点、実績なし 0点）	
合計	（最高点）	23点	22点		

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策のため、各種愛護団活動等の実施が困難であったため、令和3年度の特例として「前年度又は前々年度の実績」とする。  
ただし、状況に応じて特例期間を延長することができるものとする。